

社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会

評議員、役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会定款（以下「定款」という）第9条、及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、役員等業務に従事した場合にその職務執行の対価として支払われるものである。
- (5) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）および手数料等経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤の役員については、理事長の命を受けて、概ね週3日、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表1に定める額を支給する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合の報酬は、その職務執行に必要な旅費を支給し、その計算方法は、法人が別に定める「旅費規程」に準ずる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼ね職員給与を支給している者については、本規程の定める役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等の報酬等は毎月8日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日

にあたるときは、金融機関の直近の営業日とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規定は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から、従前の社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会役員等の報酬および費用弁償規程は廃止する。

附則

この規則は、2018（平成30）年3月24日の議決を経て、2017（平成29）年4月1日から適用する。

別表1 （常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の月額（上限）
理事長	月額 180,000 円
常務理事	月額 150,000 円

別表2 （非常勤の役員の報酬）

名 称	日 額	月・上限額
理事長	15,000 円	150,000 円
常務理事	12,000 円	120,000 円
理事・監事	10,000 円	100,000 円

別表3 （評議員の報酬）

名 称	日 額
評議員会への出席	10,000 円